

(別紙)

○ 「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」(平成19年3月28日障企発第0328002号・障障発第0328002号)厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">一部改正</p> <p>障企発第0328002号 障障発第0328002号 平成19年3月28日 障企発0928第2号 障障発0928第2号 平成23年9月28日 障企発0330第4号 障障発0330第11号 平成24年3月30日 障企発0329第5号 <u>障障発0329第9号</u> <u>平成25年3月29日</u></p>	<p style="text-align: center;">一部改正</p> <p>障企発第0328002号 障障発第0328002号 平成19年3月28日 障企発0928第2号 障障発0928第2号 平成23年9月28日 障企発0330第4号 障障発0330第11号 平成24年3月30日</p>
<p>各 都道府県 障害保健福祉主管部(局)長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課長 障害福祉課長</p> <p style="text-align: center;"><u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について</u></p> <p>障害者自立支援法(平成17年法律第123号。平成25年4月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。以下「法」という。)に基づく自立支援給付(以下「自立支援給付」という。)については、法第7条の他の法令による給付との調整規定に基づき、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による給付が優先されることとなる。このうち、介護給付費等(法第19条第1項に規定する介護給付費等をいう。以下同じ。)の支給決定及び補装具費の支給に係る認定を行う際の介護保険制度との適用関係等についての考え方は次のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体及び関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。</p> <p>本通知の施行に伴い、平成12年3月24日障企第16号・障障第8号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、障害福祉課長連名通知「介護保険制度と障害者施策との適用関係等について」は廃止する。</p>	<p>各 都道府県 障害保健福祉主管部(局)長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課長 障害福祉課長</p> <p style="text-align: center;"><u>障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について</u></p> <p>障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)に基づく自立支援給付(以下「自立支援給付」という。)については、法第7条の他の法令による給付との調整規定に基づき、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による給付が優先されることとなる。このうち、介護給付費等(法第19条第1項に規定する介護給付費等をいう。以下同じ。)の支給決定及び補装具費の支給に係る認定を行う際の介護保険制度との適用関係等についての考え方は次のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体及び関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。</p> <p>本通知の施行に伴い、平成12年3月24日障企第16号・障障第8号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、障害福祉課長連名通知「介護保険制度と障害者施策との適用関係等について」は廃止する。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の</p>

<p>なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. その他</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>平成18年3月31日以前</u>の身体障害者福祉法等による日常生活用具の給付・貸与事業において、介護保険による福祉用具の対象となる品目については、介護保険法の規定による貸与や購入費の支給を優先して行うこととされていたところであるが、法における地域生活支援事業については自立支援給付とは異なり、地域の実情に応じて行われるものであり、法令上、給付調整に関する規定は適用がないものである。</p> <p>しかしながら、日常生活用具に係る従来の取り扱いや本通知の趣旨を踏まえ、地域生活支援事業に係る補助金の効率的な執行の観点も考慮しつつ、その適切な運用に努められたい。</p>	<p>規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. その他</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法施行前</u>の身体障害者福祉法等による日常生活用具の給付・貸与事業において、介護保険による福祉用具の対象となる品目については、介護保険法の規定による貸与や購入費の支給を優先して行うこととされていたところであるが、法における地域生活支援事業については自立支援給付とは異なり、地域の実情に応じて行われるものであり、法令上、給付調整に関する規定は適用がないものである。</p> <p>しかしながら、日常生活用具に係る従来の取り扱いや本通知の趣旨を踏まえ、地域生活支援事業に係る補助金の効率的な執行の観点も考慮しつつ、その適切な運用に努められたい。</p>
--	---